建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月20日
国土交通大臣　前田　武志
１　処分をした年月日　平成23年12月１日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　西村　憲治　一級建築士　第174157号
３　処分の内容　業務停止１月
４　処分の原因となった事実　独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務を行う建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者として、適合証明書の発行依頼を受けた大阪府及び兵庫県内のマンション物件（４物件）について、管理規約及び長期修繕計画の書類調査を一切行わずに適合証明書を発行し、その結果、同機構の技術基準に不適合な物件があることが判明した。
また、登録開設者として、書類審査に係る書類の保管を行っていなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月20日
国土交通大臣　前田　武志
１　処分をした年月日　平成23年12月１日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　酒井　　進　一級建築士　第117715号
３　処分の内容　業務停止３月
４　処分の原因となった事実　愛知県内の戸建住宅（１物件）について、工事監理者として、㈲酒井設計室（愛知県）の業務に関し、工事監理を十分行わず、設計図書のとおりに工事が実施されない（建築基準法第44条第１項に定める道路内の建築制限に違反する）事態を生じさせた。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月20日
国土交通大臣　前田　武志
１　処分をした年月日　平成23年12月１日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　森本　真人　一級建築士　第219284号
３　処分の内容　業務停止３月
４　処分の原因となった事実　三重県内の戸建住宅（１物件）について、設計者として、㈱高橋建築一級建築士事務所（三重県）の業務に関し、当該敷地が都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設の区域内にあるにもかかわらず、同法第53条第１項の許可を受けることなく、設計を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月20日
国土交通大臣　前田　武志
１　処分をした年月日　平成23年12月１日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　五藤　隆士　一級建築士　第195492号
３　処分の内容　業務停止３月
４　処分の原因となった事実　三重県内の戸建住宅（１物件）について、設計者として、㈲創建築工房（愛知県）の業務に関し、当該敷地が都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設の区域内にあるにもかかわらず、同法第53条第１項の許可を受けることなく設計を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月20日
国土交通大臣　前田　武志
１　処分をした年月日　平成23年12月１日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　城地　浩美　一級建築士　第197925号
３　処分の内容　業務停止１月
４　処分の原因となった事実　北海道内の戸建住宅（１物件）について、㈱神出設計事務所（北海道）の管理建築士として、建築士事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったことにより、当該事務所に所属する技術者によって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に係る虚偽の認定通知書（２通）が作成され、また、札幌市長期優良住宅の認定等に関する要綱第４条第１項に基づく技術的審査に係る虚偽の書類（１通）が作成された。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月20日
国土交通大臣　前田　武志
１　処分をした年月日　平成23年12月１日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　奥山　雅弘　一級建築士　第244253号
３　処分の内容　業務停止１月
４　処分の原因となった事実　北海道内の住宅で事務所を兼ねるもの（１物件）について、旧大興技建㈱（北海道）の業務に関し、確認申請代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１６４８８号
埼玉県加須市礼羽302－２
債務者　坪井ナツ子（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　彰子
４　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月２日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５７２号
埼玉県川口市戸塚東１丁目７―10―101
債務者　大和田利明
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岡　　敦
４　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月２日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５９１号
千葉県船橋市田喜野井４丁目27―９
債務者　八町　　寛
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　大二郎
４　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月２日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６０１号
東京都足立区六木４丁目７―21
債務者　小松　勝行
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　淳子
４　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月２日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６１４号
東京都足立区佐野２丁目10―13―101
債務者　淀野　健一
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　利久
４　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月２日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
東京地方裁判所民事第20部